

**令和 7 年度農林水産物マッチング事業（流通実態調査業務）
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の目的

東日本大震災に伴う原発事故により風評が生じた福島県産農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）の価格水準の回復や首都圏等における県産農林水産物の取扱の拡大を図るため、卸売、外食・中食、宿泊、通販、専門小売店等の幅広い業種の仕入れ状況やニーズを調査するとともに、県内生産・加工事業者の販路拡大意向等を把握し、県産農林水産物の効果的なマッチングの取組につなげる。

2 業務名

令和 7 年度農林水産物マッチング事業（流通実態調査業務）

3 業務概要

- （1）農林水産物の流通実態調査
- （2）福島県内の生産・加工事業者の販路拡大意向調査
- （3）調査結果を踏まえた県産農林水産物の販路拡大策の提案

なお、委託契約期間は、契約の日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

4 業務仕様

別紙「令和 7 年度農林水産物マッチング事業（流通実態調査業務）業務仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

5, 690 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲

げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（5）県税を滞納している者でないこと。

（6）消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 程	項 目
令和7年3月19日（水）	プロポーザル募集要領の公表
令和7年3月25日（火） 17時まで	質問書の提出期限
令和7年3月27日（木） 17時まで	質問書への回答
令和7年3月31日（月） 17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年4月 1日（火）	参加資格確認結果の通知
令和7年4月 7日（月） 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年4月中旬予定	審査結果の通知
令和7年4月下旬～5月予定	契約締結

8 手続きに関する事項

（1）質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：令和7年度農林水産物マッチング事業（流通実態調査業務）
公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和7年3月25日（火） 17時まで

ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合3月25日（火）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を

除く)の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3月27日(木)17時までに、農産物流通課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：①令和7年度農林水産物マッチング事業(流通実態調査業務)

公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)

②会社概要や業務分野が記載された資料(1部)

イ 提出期限：令和7年3月31日(月)17時まで

ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合3月31日(月)必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和7年4月1日(火)までに書面で通知する。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8の(2)の参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出書類：①企画提案書(記載内容等については9のとおり)

②類似業務実績一覧(令和5～6年度)

イ 提出部数：15部

ウ 提出期限：令和7年4月7日(月)17時まで

エ 提出方法：農産物流通課宛に郵送又は持参により提出すること。

※郵送による提出の場合、4月7日(月)必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとする。

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案4」までを記載すること。

提案1：現状把握及び本業務の目的達成のための考え方

県産農林水産物の販路拡大の現状とバイヤーニーズを把握し、「1 事業の

目的」に記載した目的を達成するための考え方を提案すること。

提案２：各業務の取組内容

- ア 別紙仕様書に基づき提案をすること。
- イ 仕様書の業務委託内容に記載している各業務が、円滑にかつ着実に遂行できるような具体的な提案を行うこと。
- ウ 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。
- エ その他、本業務の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。【任意記載事項】
- オ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

提案３：業務の実施体制

- ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるよう提案すること。
- イ 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案４：積算見積書

各費目の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

（２）様式

日本産業規格A4判横で両面15枚以内（総頁数：30頁以内）とすること。なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3判の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

（３）費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

10 企画提案書の評価基準等

（１）選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

参加者の企画提案書については書面審査を行い、業務委託予定者とし、契約締結の手続きを行う。なお、本プロポーザルは、説明会及びプレゼンテーションによる審査は行わない。

（２）評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
1 現状把握及び本業務の目的達成のための考え方	10点	販路拡大の現状とバイヤーニーズの理解度及び目的、目的達成の考え方の的確性等
2 各業務の取組内容		
（１）農林水産物の流通実態調査	25点	調査項目・スケジュールの適切性、調査方法の効率性
（２）福島県内の生産・加工事業者の販路拡大意向調査	25点	調査項目・スケジュールの適切性、調査方法の効率性
（３）調査結果を踏まえた福島県産農林水産物の販路拡大策の提案	20点	県産農林水産物に関する考察や分析、具体的、現実的かつ効果的な販売拡大策の提案
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力等
4 積算見積	10点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	100点	

（３）業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

（４）審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知

審査の結果は、参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和7年4月中旬】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- （１）募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- （２）虚偽の内容が記載されている企画提案書
- （３）審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

(1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。

(2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。ついては、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。

(3) 企画提案のあった規模を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

(4) 必要な資材の調達等は可能な限り県内事業者を活用すること。

(5) 本事業は、令和7年度予算として執行するものであるから、事業は国及び県の予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能になったときに確定するものである。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：渡部、伊藤、川本）
電話 024-521-7377 E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp